

## 宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費の増加年々著しく、医療費等の市町村間の格差も大きい。一方、経済の低迷や低所得者層の増加などにより被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が著しく高いといった構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めるとは極めて困難であり、一般会計から国保特別会計への多額の繰入れを余儀なくされ、財政逼迫の大きな要因となっている。

これまで国保制度の改革が幾度となく行われてきたが、本年五月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国保の財政基盤の強化のための大幅な公費投入と平成三十年度から新たに都道府県が市町村とともに保険者となる等の大改革が行われることとなつた。

我々国保関係者はこれまで以上に国保の運営には引き続き努力をしていく所存であるが、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり国保の運営は困難な状況が想定される。このため国は新たな制度において、制度運営について不断の検証を行い、国保制度を持続可能なものとするための責任を果たすことが必要と考えるが、まず、今回の国保制度改革の実施に当たつて以下の必要な措置を講じるべきである。

国保の財政基盤を強化するため、国は地方との協議において合意した公費投入について、平成二十九年度からは毎年三千四百億円を確実に措置すべきである。

平成三十年度からの新たな国保制度の円滑な実施に向け必要な準備を行うため、国は地方と十分協議の上、制度の詳細等を早急に示すべきである。

また、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置を廃止すべきである。

このほか、国民の健康寿命の延伸のため、保健師等の必要な人材の確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータ活用等により保健事業に熱心に取り組む保険者を積極的に支援するなど、保険者が行う保健事業を支援すべきである。さらに、効率的かつ質の高い地域医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医師・看護師等の確保や地域偏在等の解消を図り、併せて介護保険事業の充実のため介護人材の確保・育成を図るとともに、十分な財政措置を講じるべきである。なお、本年十月に施行された社会保障・税番号を円滑に実施するため、国はセキュリティ対策等に万全を期すとともに、制度の実施・運用に係る費用について必要な助成を行い、さらに被保険者の利便性の向上と事務の合理化へ向けた環境の整備を図るべきである。

我々国保関係者は、ここに「国保制度改革改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を結集して、本大会の決議の実現に向け、断固邁進することを誓つものである。

右 宣言する。

平成二十七年十一月十九日